

資料編 2

平成 31 年 3 月 18 日

佐渡市長 三浦 基裕 様

佐渡市行政改革推進委員会

会長 西川 祐一



答 申 書

平成 30 年 11 月 19 日付け佐企第 218 号で諮問のあった「佐渡市公共施設等
総合管理計画に基づく個別施設計画の策定について、施設類型ごとの管理に関
する基本的な考え方」について結論を得たので、佐渡市行政改革推進委員会条例
第 2 条の規定に基づき、別記のとおり答申します。

佐渡市行政改革推進委員会

会 長	西川 祐一
職務代理	佐々木宏史
委 員	南島 和久
委 員	川島 敏秀
委 員	後藤 勇典
委 員	大橋 幸喜
委 員	齊藤 孝夫
委 員	齋藤美佐枝
委 員	眞重與四郎
委 員	光村 克己

佐渡市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定について、
施設類型ごとの管理に関する基本的な考え方に対する意見

平成 31 年 3 月

佐渡市行政改革推進委員会

佐渡市においては、市町村合併以来行政改革に取り組んできたが、現在の将来ビジョンにおいても、佐渡市公共施設等総合管理計画を踏まえて施設の整理統合等を進めることとしている。個別施設計画については、この総合管理計画に基づき、早急に策定する必要がある。

また、個別施設計画の策定について、計画内容の具体化にあたっては、公共施設等総合管理基本方針に掲げるとおり、合併前の旧市町村の地域の区分にこだわらず、佐渡市全体の観点から適切な管理を推進することとし、施設類型別の管理に関する基本的な考え方に従うとともに、以下の意見を踏まえながら策定作業を進められるよう求める。

1 意見

(1) 公園等

都市公園については、都市公園法及び他の自治体事例等を踏まえ、民間の知恵や活力を積極的に採用しながら収益向上を図るべきである。また、公園全体について、佐渡市地域防災計画において避難場所に指定された公園の施設機能維持に配慮した上で大胆に廃止されるよう努められたい。

(2) 住宅等

施設数の適正化を図るにあたり、これまでの利用実績や今後の利用見込み、市民要望等に加え、合併前の旧市町村の地域の区分にこだわらず、将来的なまちづくりを踏まえながら、拠点的な地域に施設機能の維持・強化が図られるよう、積極的に統廃合を進められたい。

(3) 民生関連施設

保育園については計画的な統廃合により適正量の確保に努めていることは評価する。今後は民営化・民間譲渡を基本的な考え方とし、いち早く方針を掲げられることに期待する。他の福祉施設、保養施設については、佐渡市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画で示す地域包括ケアシステムとの連携について考慮の上、民間との機能重複施設については積極的に民営化・民間譲渡を図られたい。

(4) 環境衛生施設

火葬場・清掃施設については、老朽化や稼働状況を踏まえつつ、一定の集約を図ったものと評価する。他方、保健センターについては、

国の掲げる地域保健対策の推進に関する基本的な指針を踏まえ、集約化・民間譲渡等に一定の考慮を図るべきである。

(5) 診療施設

公立病院である両津病院、相川病院については、地域の「かかりつけ医」の役割を担いながら、準急性期や慢性期の入院に対応しているが、施設および医療機器の老朽化により、患者へ提供する医療環境は改善が急務である。

佐渡市全体が超高齢化社会と圧倒的な医療資源不足という問題を抱えた過疎地域であり、上記の克服は何より優先して取り組むべき事項である。

(6) 産業関連施設

「行政が保有する必要性が他の施設に比べて低い」としているが、産業振興の観点において、施設利用者との意見交換等を踏まえ、譲渡すべき施設と保有すべき施設について明確に示した上で、総量縮減を図るべきである。

(7) 会館等

地区活性化センターについては、地域への譲渡を基本的な考え方とし、譲渡の方法については地域が受け入れやすいような方針を示すべきである。

旧市町村単位で整備されている会館等については、整備内容や稼働率、今後の利用見通しや市域の公平性など考慮すべき点が多い。しかし、これらは明らかに機能重複施設であり、適正量となるような施設の再編は必須である。市民や施設利用者等との意見交換等を重ねる中で、施設の再編の在り方について検討されたい。

(8) 教育関連施設

管理に関する基本的な考え方については了とする。

(9) 社会教育関連施設

利用実態を踏まえ、活用の実態が著しく低い施設については、集約化・複合化を進めるとともに民間・地域コミュニティへの譲渡を図りながら縮減を検討すること。

(10) 保健体育施設

施設機能の重複という実態や、経済性の観点から抜本的な整理統合を図るべきである。

スキー場については、教育施設との観点から、市内全域の子どもたちに公平な実習環境が提供されるよう配慮するとともに、民間への譲渡についても検討されたい。

(11) 消防施設

消防庁舎については、消防圏域 15 分以内の考え方を維持するため、予防保全型管理を徹底し、施設の老朽化対応を速やかに進められたい。

機械器具置場については各地区の消防団の状況等を踏まえ、近接する地区については集約するなどし、適正な配置を進められたい。

(12) その他の施設

庁舎等の余剰スペースは、施設機能の複合化のほか、縮減対象施設の代替施設や賃貸としての活用も検討されたい。駐車場、宿泊施設、バス待合所等その他の施設については、民間譲渡あるいは全面委託を前提に進められたい。

2 その他付記事項

30 年間で公共施設の延床面積を 30%縮減するという目標に向け、スピード感を持って取り組むための専門部署の設置を検討すべきである。